

平成31年2月

胎内市農業委員会

総会議事録

平成31年2月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 平成31年2月25日(月)午後3時00分から午後3時54分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会長	1番	花野 隆雄	会長代理	2番	水澤 正明
委員	3番	忠 貞夫	委員	4番	榎本 太
委員	5番	森田 謙	委員	6番	田村 信秀
委員	7番	南波 雅子	委員	8番	緒形 文一
委員	9番	馬場 勝	委員	10番	西奈美 公平
委員	11番	川上 勝之	委員	12番	松村 智
委員	13番	今井 輝子	委員	14番	阿部 実

農地利用最適化推進委員(8人)

委員	中条	志村 政美	委員	中条	佐藤 隆
委員	乙	小泉 正	委員	乙	安城 守英
委員	築地	白塚 幸二	委員	築地	小熊 威
委員	黒川	今井 明	委員	黒川	小野 金一

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第5号議案 耕作放棄地の農地・非農地判断について

第4 報告第1号 農業振興等に関する意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：佐藤秀雄、主任：佐藤豊

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、平成 31 年 2 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は 14 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、13 番今井輝子委員、14 番阿部実委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしてございますのは、1 月の総会以降の行事等の内容でございます。</p> <p>1 月 29 日、竹島地区の農地あっせん審査会を市役所 2 階会議室で開催し、川上委員、小熊委員に出席していただきました。</p> <p>2 月 4 日、羽黒地区の農地あっせん審査会を市役所 2 階会議室で開催し、松村委員、佐藤委員に出席していただきました。</p> <p>2 月 8 日、苔実地区の農地あっせん審査会を市役所 2 階会議室で開催し、川上委員、小熊委員に出席していただきました。</p> <p>2 月 8 日、9 日、10 日には、各地区の認定農業者会支部集会在、それぞれの地域で開催され、農業委員 13 名、推進委員 8 名の方に参加していただきました。</p> <p>2 月 14 日、中村浜・村松浜地区の農地あっせん審査会を市役所 2 階会議室で開催し、水澤委員、白塚委員に出席していただきました。</p> <p>2 月 15 日、第 35 回常設審議委員会が新潟市の J A 新潟ビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>2 月 18 日、2 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、2 班の委員の皆様に案件を審査していただきました。</p> <p>2 月 20 日、市役所 3 階市長室におきまして、農業振興等に関する意見書を会長と会長代理から市長へ提出していただきました。</p> <p>2 月 20 日、下越地区農業委員会連絡協議会の理事会及び総会、地域別農業委員会会長・事務局長会議及び情報交換会が新潟市の東映ホテルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>2 月 22 日、胎内市農業者年金受給者連盟の総会が築地の植木屋で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第 3、議事に入ります。</p> <p>第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 1 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 1 ページをお願いします。</p> <p>第 1 号議案は、経営の拡大のための売買が 1 件、譲渡人から要望による売買が 4 件、</p>

	<p>贈与が1件の計6件であります。</p> <p>1番の案件は、経営の拡大のため所有地に隣接する山王地内の田を売買するものであり、売買価格は、総額〇〇円10a当たり約〇〇円であります。</p> <p>2番3番の案件は、譲渡人は県外在住であり耕作・管理等ができないため、このたび平木田地内の田を親戚である譲受人へそれぞれ売り渡すものであり、売買価格は、両案件ともに総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。</p> <p>4番の案件は、譲渡人は相続により農地を取得したものの申請地以外は全て譲受人へ貸し付けしており、このたび西本町地内の田を売り渡すもので、売買価格は、総額〇〇円、10a当たり約〇〇円と高額ではありますが、両者合意の価格となっております。</p> <p>5番の案件は、譲渡人は相続により農地を取得したものの農業経営はしておらず、このたび所有する全ての農地を知人である譲受人へ売り渡すものであり、売買価格は、総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。</p> <p>6番の案件は、譲渡人は相続により農地を取得したものの市外在住のため耕作・管理等が困難であり、このたび所有する全ての農地を現在耕作している譲受人へ贈与するものであります。</p> <p>第1号議案につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、8番緒形文一事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る2月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、2班の委員5名及び事務局2名で事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、経営の拡大のための売買が1件、譲渡人から要望による売買が4件、贈与が1件の計6件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では、許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案については、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は、挙手願います。</p>

	(農業委員・挙手)
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第1号議案については、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>第2号議案は、住宅建築及び駐車場用地のための転用が1件であります。</p> <p>この案件は、塩沢地内の休耕畑において、住宅を建築することと併せて申請人が隣接地で営む事業の従業員等の駐車場を整備するための転用であり、建築面積は94.19㎡、駐車場は6台ほど整備するものであります。</p> <p>第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>4ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、8番緒形文一事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案は、住宅建築及び駐車場用地のための転用が1件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p>
	(質疑・なしの声)
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第2号議案については、県農業会議に諮問せず許可することに、賛成の委員は、挙手願います。</p>
	(農業委員：挙手)

議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第2号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書2ページ下段をお願いします。</p> <p>第3号議案は、住宅建築のための転用が1件、砂利採取等に伴う一時転用が3件の計4件であります。</p> <p>1番の案件は、第1種農地である宮川地内の休耕畑において、住宅を建築するための転用であり、建築面積は96.34㎡、土地売買価格は、総額〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>2番の案件は、農用地区域内にある高野地内の田において、砂利採取及び待避場として一時転用するものであり、関係土地所有者は2名、筆数は3筆、所要面積が11,806㎡で、採取期間を平成31年4月1日から平成32年8月31日までとするものであります。</p> <p>議案書3ページをお願いします。</p> <p>3番の案件は、平成29年10月に許可となった、羽黒地内の砂利採取において、砂利の販売不振等に伴い採取作業が進まず、許可された期間内での完了が困難となったため、採取期間を1年間延長し平成32年4月15日までとするため事業計画を変更するものであります。</p> <p>4番の案件は、平成29年9月に許可、平成30年9月に一部事業計画を変更した、高野地内の砂利採取において、砂利の需要減少等に伴い許可された期間内での復旧が困難となったため、採取期間を平成31年5月31日までとするもの、また併せて待避場として利用する農地の使用を平成32年3月31日までと、それぞれの期間を延長するため、改めて事業計画を変更するものであります。</p> <p>第3号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>4ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の事前審査結果について、8番緒形文一事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案は、住宅建築のための転用が1件、砂利採取等に伴う一時転用が3件の計4件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、1番は住宅が並ぶ県道沿いの転用であるため許可相当、3番4番は一時転用の期間延長であること、また2番について</p>

	<p>ては業者からの説明を受け、その後現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では全て許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の1番及び3番4番については、県農業会議に諮問せずに許可し、2番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第3号議案の1番及び3番4番については、県農業会議に諮問せずに許可し、2番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>この第4号議案は、所有権移転と利用権設定及び利用権移転がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の所有権移転について、ご説明いたします。</p> <p>議案書6ページをお願いします。</p> <p>第4号議案の所有権移転は、売買が5件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人において耕作している農地から申請地が離れた場所にあること、また労力不足等もあるため、このたび羽黒地内の田について、売り渡し希望されたものであります。</p> <p>譲受人は、近隣を耕作しており、耕作面積及び経営状況等も問題がない認定農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。</p> <p>売買価格は、総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。</p> <p>2番の案件は、譲渡人においては、後継者もなく農地を貸し付けしておりましたが、このたび利用権の更新時期にあたり、申請地である竹島地内の田を現に耕作している譲受人へ売り渡しを希望されたものであります。</p> <p>譲受人は、市外在住者ではありますが隣接地を耕作しており、経営状況等も問題が</p>

	<p>ない認定農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。</p> <p>売買価格につきましては、総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。</p> <p>3 番の案件は、譲渡人においては、高齢であり後継者もないこと等により、このたび所有している全ての田を整理したいと売り渡しを希望されたものであります。</p> <p>譲受人は、近隣農地を耕作しており、耕作面積及び経営状況等も問題がない認定農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。</p> <p>売買価格につきましては、総額〇〇円、10 a 当たり約〇〇円であります。</p> <p>4 番の案件は、譲渡人においては、長年耕作しておらずこのたび資産を整理したいと売り渡しを希望されたものであります。</p> <p>譲受人は、近隣農地を耕作しており、耕作面積及び経営状況等も問題がなく、経営の拡大につながるものと期待できます。</p> <p>売買価格につきましては、総額〇〇円、10 a 当たり約〇〇円であります。</p> <p>議案書 7 ページをお願いします。</p> <p>5 番の案件は、譲渡人においては、高齢であり後継者もないため規模を縮小したいこと等により、このたび中村浜及び村松浜地内等の畑を整理したいと売り渡しを希望されたものであります。</p> <p>譲受人は、隣接地を耕作しており、耕作面積及び経営状況等も問題がない認定農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。</p> <p>売買価格につきましては、総額〇〇円、10 a 当たり約〇〇円であります。</p> <p>第 4 号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の所有権移転の 1 番のあっせん審査結果について、12 番松村智あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
12 番	<p>所有権移転のあっせん委員会の報告をします。</p> <p>第 4 号議案の所有権移転の 1 番について。</p> <p>去る 2 月 4 日、農業委員会会議室において、あっせん委員 2 名と事務局 2 名、売り手、買い手にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手につきましては、他の耕作農地から離れており不便であること、労力不足等を理由に申請地を売りたいと申し入れがありました。</p> <p>買い手につきましては、近郊農地を耕作しているため効率的であります。また認定農業者であり、耕作面積及び経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格につきましても、両者合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第 4 号議案の所有権移転の 2 番から 4 番のあっせん審査結果について、11 番川上勝之あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>

11 番	<p>第 4 号議案の所有権移転の 2 番から 4 番についてご報告いたします。</p> <p>去る 1 月 29 日及び 2 月 8 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>2 番ですが、以前より買い手に利用権設定されておりましたが、更新時期を向かえ、農業後継者も居ないことから、売りたいと申し入れがありました。</p> <p>買い手は新発田市の認定農業者で、隣接の農地も耕作しており効率的であり、耕作面積及び経営状況等も問題無く、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格につきましては売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしました。</p> <p>次に 3 番ですが、売り手は高齢で農業後継者も無く、資産整理のため売買の申し入れがありました。</p> <p>買い手は認定農業者で、近郊農地を耕作しており効率的であり、耕作面積及び経営状況等も問題ありません。あっせん譲受け台帳にも登録しております。</p> <p>売買価格につきましては売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしました。</p> <p>次に 4 番ですが、売り手は長年耕作しておらず、資産整理のため売買の申し入れがありました。</p> <p>買い手は、近郊農地を耕作しており効率的であり、耕作面積及び経営状況等も問題ありません。あっせん譲受け台帳にも登録しております。</p> <p>売買価格につきましては売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第 4 号議案の所有権移転の 5 番のあっせん審査結果について、2 番水澤正明あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
2 番	<p>第 4 号議案 所有権移転の 5 番についてご報告いたします。</p> <p>去る 2 月 14 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は高齢で農業後継者もいない事より、規模縮小するため農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は市内でも有数の大規模農家であり耕作面積及び経営状況等も問題ありませんし、隣地を耕作しており効率的です。あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格につきましても、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第 4 号議案の所有権移転の事前審査結果について、8 番緒形文一事前審査委員長から報告をお願いします。</p>

8 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の所有権移転につきましては、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>ご質疑ないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案の所有権移転については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第4号議案の所有権移転については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案の利用権設定を議題といたします。</p> <p>この第4号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>初めに第4号議案の利用権設定の1番から99番を審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の利用権設定の1番から99番について、ご説明いたします。</p> <p>議案書8ページをお願いします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の1番から99番は、労力不足等により中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが11件、円滑化事業により賃借権を再設定するものが2件、賃借権を新規に設定するものが26件、再設定するものが60件であります。</p> <p>1番から6番は、中間管理事業により11年間から16年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、16,000円から23,000円であります。</p> <p>議案書9ページをお願いします。</p> <p>7番から11番は、同じく中間管理機構と7年間から11年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、14,000円から20,000円であります。</p> <p>12番は、農地利用集積円滑化団体を代理人として、認定農業者に5年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、23,000円であります。</p> <p>議案書10ページをお願いします。</p>

13番は、同じく農地利用集積円滑化団体を代理人として、認定農業者に5年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、23,000円であります。

14番と15番は、市内の農業法人で研修を受けていた譲受人において、このたび新規就農のため、1年間の賃借権を設定するものであり、10a当たりの賃貸料は、25,000円であります。

16番から18番は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、23,000円であります。

議案書11ページをお願いします。

19番から24番は、労力不足により認定農業者に4年間から10年間の賃借権を新規で設定するもので、10a当たりの賃貸料は、14,000円から23,000円、又はコシヒカリ90kgであります。

議案書12ページをお願いします。

25番から30番は、労力不足により認定農業者に5年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、14,000円から20,000円、又はコシヒカリ60kgであります。

議案書13ページをお願いします。

31番と32番は、近郊の農家で研修を受けていた譲受人において、このたび新規就農のため、20年間の賃借権を設定するものであり、10a当たりの賃貸料は、7,000円であります。

33番から36番は、労力不足により認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、10,000円から14,000円、又はコシヒカリ80kgであります。

議案書14ページをお願いします。

37番から42番は、労力不足により認定農業者に3年間から10年間の賃借権を新規又は再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、25,300円から27,000円、又はコシヒカリ60kgから80kgであります。

議案書15ページをお願いします。

43番から48番は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、25,300円であります。

議案書16ページをお願いします。

49番から54番は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、25,300円であります。

議案書17ページをお願いします。

55番から60番は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、25,300円であります。

議案書18ページをお願いします。

61番から66番は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、18,000円から25,300円であります。

議案書19ページをお願いします。

67番から72番は、労力不足により認定農業者等に5年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、18,000円から23,000円であります。

議案書20ページをお願いします。

	<p>73 番から 78 番は、労力不足により認定農業者等に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、18,000 円から 23,000 円、又はコシヒカリ 90 kg から 120 kg であります。</p> <p>議案書 21 ページをお願いします。</p> <p>79 番から 84 番は、労力不足により認定農業者等に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、8,000 円から 20,000 円であります。</p> <p>議案書 22 ページをお願いします。</p> <p>85 番から 90 番は、労力不足により認定農業者等に 3 年間から 5 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、10,000 円から 13,000 円であります。</p> <p>議案書 23 ページをお願いします。</p> <p>91 番から 96 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、6,000 円、又はコシヒカリ 60 kg から 80 kg であります。</p> <p>議案書 24 ページをお願いします。</p> <p>97 番から 99 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、コシヒカリ 21 kg から 60 kg であります。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 99 番は、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 99 番の事前審査結果について、8 番緒形文一事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 99 番は、労力不足等により中間管理事業を利用して賃借権を新規に設定するものが 11 件、円滑化事業により賃借権を再設定するものが 2 件、賃借権を新規に設定するものが 26 件、再設定するものが 60 件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりで、事前審査会では、いずれの案件も承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 99 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 99 番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p>

	(農業委員：挙手)
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第4号議案の利用権設定の1番から99番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案の利用権設定の100番と101番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p>
	(議事参与委員・退室)
議長	それでは、事務局説明願います。
事務局	<p>第4号議案の利用権設定の100番と101番をご説明いたします。</p> <p>100番と101番は、労力不足により認定農業者に5年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、コシヒカリ66kg又は80kgであります。</p> <p>第4号議案の利用権設定の100番と101番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	第4号議案の利用権設定の100番と101番の事前審査結果について、8番緒形文一事前審査委員長から報告をお願いします。
8番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の100番と101番は、労力不足により賃借権を新規に設定するものであります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりで、事前審査会では、承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の利用権設定の100番と101番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p>
	(質疑・なしの声)
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の100番と101番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p>

	(農業委員：挙手)
議長	賛成多数と認めます。 それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。
	(議事参与委員・入室)
議長	第4号議案の利用権設定の100番と101番については、承認することに決定いたしました。 次に、第4号議案の利用権移転について審議いたします。 事務局説明願います。
事務局	第4号議案の利用権移転をご説明いたします。 議案書25ページをお願いします。 第4号議案の利用権移転は1件であります。 この案件は、平成26年に土地所有者と利用権を設定していた農地について、これまで借り受けていた方が、労力不足の理由により認定農業者へ利用権を移転するもので、残りの期間をこれまでの契約内容で引き継ぐものであります。 第4号議案の利用権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。
議長	第4号議案の利用権移転の事前審査結果について、8番緒形文一事前審査委員長から報告をお願いします。
8番	それでは、ご報告いたします。 第4号議案の利用権移転は、労力不足により認定農業者へ利用権を移転するものが1件であります。 詳細につきましては、事務局説明のとおりで、事前審査会では、承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第4号議案の利用権移転について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。 ご質疑願います。
	(質疑・なしの声)
議長	質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第4号議案の利用権移転については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。

	(農業委員：挙手)
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第4号議案の利用権移転については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第5号議案、「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第5号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書26・27ページをお願いします。</p> <p>第5号議案の「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」は、これまでの農地パトロールなどによる、耕作放棄地のB分類と判定された農地等であり、全部で17件、合計26筆、総面積13,704㎡であります。</p> <p>現況は、そのほとんどが山林又は原野化しており、農地への復元は困難であると考えられ、周辺状況や農地利用の継続性などを考えあわせると、農地法の対象となる農地ではないものと思われれます。</p> <p>したがって、第5号議案につきましては、いずれの案件も農地に該当しない「非農地」として判断し、ご提案いたしました。</p> <p>28から29ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第5号議案の事前審査結果について、8番緒形文一事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第5号議案の「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」は、全部で17件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、現地確認等の結果、いずれの案件も山林・原野化しており、農地に復元することが著しく困難であると認められることから、事前審査会ではすべての案件が「非農地」とであると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第5号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p>
4番	<p>勉強不足で申し訳ないですが、確認の意味でお聞かせ願います。今ここで非農地として判断されたあと、今後どのような通知で各農家さんへ地主の方々にどのような形で通知され、今後どのような扱いになるのか聞かせてもらいたいと思っております。</p>

事務局	<p>今ほどの件であります。総会の場で議決をいただいた後におきましては、各土地の所有者宛に非農地に該当いたしましたので、速やかに地目変更登記をしてくださいとゆうことで、通知を出す予定となっております。</p> <p>その通知の発送に伴いまして、私共で管理している農家台帳から除外する形になります。</p> <p>以上ですがよろしいでしょうか。</p>
4 番	はい。
議長	<p>それでは、これより採決をいたします。</p> <p>第 5 号議案については、事前審査委員長報告のとおり「非農地」として判断することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 5 号議案は「非農地」と判断することに決定いたしました。</p> <p>以上で日程第 3 の第 1 号議案から第 5 号議案までの審議を終了いたしました。</p> <p>次に、日程第 4 の報告第 1 号「農業振興等に関する意見について」を報告いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>報告第 1 号をご説明いたします。</p> <p>議案書 31・32 ページをお願いします。</p> <p>報告第 1 号の「農業振興等に関する意見について」であります。昨年以來、委員の皆様から議題・意見等をご提出いただいたものを、確認・整理等させていただき、先般、再度意見又は修正等の有無をお願いさせていただくなど、幾度かご確認をしていただきました。</p> <p>その後、特に修正等のご意見もありませんでしたので、事務局において最終確認を行い、2 月 20 日市長室において、会長及び会長代理から市長へ意見書を提出させていただきました。</p> <p>また、翌日 21 日には、市議会議長と副議長へ意見書の写しを提出いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で日程第 4 の報告を終わります。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、平成 31 年 2 月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

平成31年 2月25日

議 長

13番

14番
